

福山みらいづくり懇話会設置要綱

(設置)

第1条 人口減少に歯止めをかけ、市民一人一人の安心な暮らしと希望が実現する都市づくりを進めるための施策の推進に当たり、様々な団体の関係者から意見を聴取するため、福山みらいづくり懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会の委員は、次に掲げる事項について市長に意見を述べる。

- (1) 「(仮称)福山みらい創造ビジョン」(以下「創造ビジョン」という。)の策定及び変更に関すること。
- (2) 創造ビジョンに基づく施策の実施及び効果の検証に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、創造ビジョンの推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 関係団体が推薦する者
- (2) 前号に掲げる者のほか、第1条に規定する目的を達成する上で市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(懇話会)

第5条 懇話会は、市長が招集し、進行役を務める。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を懇話会へ出席させ、説明又は意見を聴取することができる。
- 3 懇話会は、公開する。ただし、市長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(推進会議)

第6条 懇話会の意見に基づく具体的な連携の検討、調整、その他必要な調査及び研究を行うための福山みらいづくり推進会議を置く。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、企画財政局企画政策部企画政策課が行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2015年（平成27年）7月7日から施行する。

附 則

この要綱は、2017年（平成29年）9月22日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、2021年（令和3年）1月7日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の福山市総合戦略推進懇話会設置要綱に基づき福山市総合戦略推進懇話会を構成する委員の任期は、同要綱第4条の規定にかかわらず、2021年（令和3年）1月7日に満了する。